

# 商品概要説明書

J Aクローバローン

(2026年4月1日現在)

商品名	J Aクローバローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</li><li>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</li><li>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li><li>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、個人間売買による購入は除く。また、以下の資金は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</li><li>② 負債整理資金</li><li>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</li><li>④ 営農資金および事業資金</li></ul>
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、基準金利（パーソナルプライムレート）により、都度見直しを行い、適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位

	です。) のいずれかをご選択いただけます。																		
担保	○不要です。																		
保証人	○当 J A が指定する保証機関（熊本県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（概算）准組合員保証料率： 1.10%（貸付利率 5.925% 毎月返済（例）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1 年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>5,573</td> <td>11,228</td> <td>16,992</td> <td>22,866</td> <td>28,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 1.10% です。</p>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料（円）	5,573	11,228	16,992	22,866	28,850						
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年														
保証料（円）	5,573	11,228	16,992	22,866	28,850														
団体信用生命共済（保険）	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年 0.25%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.45%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.35%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.25%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.45%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年 0.35%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.25%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.45%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.35%	団体信用生命共済（連生）	年 0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.40%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.45%	団体信用生命共済（ワイド）	年 0.35%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.25%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.45%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.35%																		
団体信用生命共済（連生）	年 0.30%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.40%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.45%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年 0.35%																		
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.40%</p>																		
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。																		

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部(電話：0968-41-5132)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○熊本県弁護士会</p> <p>紛争解決センター（電話：096-325-0913）</p> <p>○東京弁護士会</p> <p>紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>○第一東京弁護士会</p> <p>仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>○第二東京弁護士会</p> <p>仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A 鹿本